

令和 3 年度  
行政監査結果報告書

会議体等の設置、運営について

令和 4 年 3 月  
中野区監査委員

中野区監査委員告示第4号

令和3年度行政監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、  
令和3年度行政監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

なお、本件監査については、下田政廣前監査委員は令和3年12月13日まで  
で関与し、武藤英一監査委員は同月14日から関与しました。

令和4年3月23日

中野区監査委員	高橋 信一
同	武藤 英一
同	高橋 ちあき
同	白井 ひでふみ

## 目 次

第1	監査の実施期間	1
第2	監査の対象	1
第3	監査の基本方針	1
第4	監査の着眼点	1
第5	監査の実施方法	2
第6	調査結果	2
第7	監査の結果	15
第8	意見	15
〔調査集計結果〕		
別表1		18
別表2		21
別表3		30
別表4		36

---

本報告において用いる用語は次のとおりとする。

- 附属機関：地方自治法第138条の4第3項を根拠とする会議体
- その他の会議体：区が設置した区民等を構成員とした会議体で附属機関ではない会議体
- 会議体等：上記の附属機関とその他の会議体の両者を合わせたもの

# 令和3年度行政監査結果報告

## 第1 監査の実施期間

令和3年11月17日（水）から令和4年3月23日（水）まで

## 第2 監査の対象

- 1 監査のテーマ  
会議体等の設置、運営について
- 2 対象事務  
令和3年度に設置されている附属機関及びその他の会議体の設置運営について
- 3 対象部局  
対象となる会議体等を所管している部、行政委員会

## 第3 監査の基本方針

区政を取り巻くさまざまな行政課題に的確に対応するため、区は法律や条例に基づく附属機関及び要綱等に基づく会議体を設置している。

これらのうち、附属機関については地方自治法（以下「法」という。）第202条の3第1項において、「普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。」と担任する事務に関する規定を設けている。

一方、附属機関以外の会議体については、設置運営についての法の定めはなく、また、区における運用指針などもないことから、各所管において所掌事項を定めただうえで、設置、運営されている。

附属機関及び要綱等に基づく会議体とも、現在、さまざまな形で区政において活用されており、今後も、その役割はさらに増していくことが見込まれる。

そこで、附属機関をはじめ、区民等が構成員である各種の会議体が、適正かつ適切に設置され運営されているかという観点で監査を実施した。

## 第4 監査の着眼点

- 1 設置根拠、目的、担任する事項は明確であるか。
- 2 適切な運営が図られているか。
- 3 報酬等の支払根拠は適正か。

## 第5 監査の実施方法

対象とした会議体等の事務を所管する課に対し、調査票及び関係資料の提出を求めるとともに、その内容を精査のうえ質問を行い、回答を得る方法により実施した。

## 第6 調査の結果

### 1 監査対象とする会議体等について

#### (1) 附属機関とは

##### ① 法における位置づけ

法第138条の4第3項では、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」と、普通地方公共団体が法律又は条例により機関を設置できることを定めている。

また、附属機関の職務権限については、法第202条の3第1項において、「普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。」と職務権限を定め、同条第2項において、「附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。」とその身分を定めている。

これらのことから、附属機関とは、法又は条例を根拠に設置され、非常勤の委員等により、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関であると言える。

##### ② 委員の身分等について

附属機関の委員の身分については、法第202条の3第2項により、非常勤とされ、地方公務員法第3条第3項第2号の規定により、特別職の地方公務員とされている。

また、法第203条の2により、普通地方公共団体は、委員に報酬を支払わねばならないこと、委員は職務を行うため要する費用の弁償を受けることがで

- 
- 調停： 第三者が紛争当事者間の互譲によって妥当な解決を図ること
  - 審査： 特定の事項について判定ないし結論を導き出すために、その内容を検討すること
  - 審議： 特定の事項について意見を交わし、議論すること
  - 調査： 一定の範囲の事項について、その真実を調べること
  - 諮問： 特定の事項について意見や見解を求めること

きること、これらの支給方法は条例でこれを定めなければならないこと等が定められている。

(2) その他の会議体とは

① 法における位置づけ

本監査において監査の対象とするその他の会議体とは、さまざまな行政課題に的確に対応するため、区が設置した区民や学識経験者などを構成員とした附属機関以外の会議体である。

その他の会議体は、区が区民や学識経験者からの意見を聴く場であったり、関連団体との情報共有などの場として、区政のさまざまな場面で活用されている。

一方、その他の会議体の設置や職務権限などについては、附属機関のような法律や条例の定めはなく、その多くは要綱により、目的や所掌事項を定めた上で設置、運営が行われている。

② 委員の身分等について

その他の会議体の委員の身分についても法の定めはなく、地方公務員法も適用されないため、地方公務員としては位置づけられない。

このことから、その他の会議体の委員に対しては、報酬を支払うことはできない。しかし、委員に対しては謝礼金を払うことは可能であるとされており、旅費等の実費弁償も可能であるとされている。

(3) まとめ

これらをまとめると、おおむね以下の表のとおり整理することができる。

〔表1〕

種別	区分	設置根拠			身分	支払
		法律	条例	要綱等		
会議体等	附属機関	法律で設置が義務づけられている	○		特別職の 地方公務員	報酬 費用弁償
		法律で設置することができる とされている	○	○		
		区が独自の判断により設置		○		
	その他の 会議体	区が独自の判断により設置			○	定めなし 謝礼 実費弁償

## 2 会議体等の設置状況について

本監査においては、法第138条の4第3項を根拠とする附属機関及び政策目的実現のため区が設置した区民、学識経験者などを構成員とする附属機関ではないその他の会議体を対象とした。なお、これらについては、いずれも、令和3年10月1日現在、委員を任命しているものを対象とした。

本監査において、対象とする会議体等の設置状況は、以下の表のとおりである。

〔表2〕 (単位：会議体数)

附属機関	その他の会議体	合計
32	56	88

その内訳は、以下の表のとおりである。

〔表3〕 (単位：会議体数)

区分	附属機関	その他の会議体	合計
企画・総務関係	11	5	16
区民生活関係	2	3	5
子ども教育関係	3	23	26
地域支えあい関係	3	9	12
健康福祉関係	8	13	21
環境関係	2	0	2
まちづくり関係	3	3	6
合計	32	56	88

なお、各会議体等を所管する部、局ごとの内訳は、以下の表のとおりである。

〔表4〕 (単位：会議体数)

区分	附属機関	その他の会議体	合計
企画部	2	1	3
総務部	9	4	13
区民部	2	3	5
子ども教育部・教育委員会事務局	3	23	26
地域支えあい推進部	3	9	12
健康福祉部	8	13	21
環境部	2	0	2
都市基盤部	3	2	5
まちづくり推進部	0	1	1
会計室	0	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0	0
監査事務局	0	0	0
区議会事務局	0	0	0
合計	32	56	88

各会議体等の設置年度の分布は以下の表のとおりである。

設置後、最も期間が経過しているのは、昭和23(1948)年度に設置された附属機関である中野区民生委員推薦会であった。また、平成28(2016)年度から令和3(2021)年度(10月1日まで)に全体のおおむね3分の1にあたる32.95%、29の会議体等が設置され、そのうち令和3(2021)年度(10月1日まで)に設置された会議体等は8であった。

〔表5〕

(単位：会議体数)

設置年度	附属機関	その他の会議体	合計
2021年度	1	7	8
2016～2020年度	7	14	21
2011～2015年度	2	10	12
2006～2010年度	8	14	22
2001～2005年度	1	3	4
2000年度以前	13	8	21
合計	32	56	88

なお、調査の結果の概要を巻末別表に示した。

### 3 着眼点ごとの調査結果について

#### (1) 設置根拠、目的等について

##### ① 設置根拠

法に基づく附属機関の設置の法的根拠については、「法律により設置しなければならないもの」、「法律により設置することができる」とされているもの、「法律に定めはなく、区が条例により独自に設置したもの」に分けられる。

附属機関について設置根拠により区分すると以下の表のとおりである。

〔表6〕

(単位：会議体数)

法律必須 (設置しなければならない)	法律授権 (設置することができる)	条例設置	合計
10	8	14	32

附属機関ではないその他の会議体について設置根拠により区分すると以下の表のとおりである。

その他の会議体の78.57%、44の会議体が要綱により設置されている。

〔表7〕

(単位：会議体数)

規則設置	要綱設置	要領設置	起案設置	合計
4	44	3	5	56

##### ② 設置目的



## ア. 設置目的

附属機関、その他の会議体の設置目的について分類すると、以下の表のとおりであり、附属機関の設置目的で最も多かったのは審査であった。

〔表8〕

(単位：回答数)

	調停	審議	審査	調査	その他
附属機関	2	8	25	14	15
その他の会議体	0	0	8	1	50
合計	2	8	33	15	65

※複数回答可のため合計は会議体数と一致しない。

## イ. 設置目的の「その他」の内容

附属機関の設置目的の「その他」についての回答では区長に意見を述べるといふものも多く見られた。

その他の会議体の設置目的の「その他」についての回答では、意見交換、協議、検討という回答が多く見られた。

## ウ. 要綱上の規定

今回調査対象とした56のその他の会議体について、その設置要綱等において、会議体の役割をどのように規定しているかを確認した。

法により附属機関の役割として定められている「調停」、「審査」、「審議」、「調査」について、その他の会議体の設置目的として明文化しているものを抽出すると、以下の4つのその他の会議体が該当した（【】は要綱中の該当語句）。

- 中野区立歴史民俗資料館運営協議会【審議、調査】
- 鷺宮小学校・西中野小学校統合委員会【調査】
- 中野区学校給食運営委員会【調査研究】
- 中野区学校保健会【調査研究】

これらについて、所管する課に実際の会議体の運営状況を照会したところ、審議、調査を行っていないとの回答や、調査研究は先行事例の有無の確認や区関係者からの意見聴取などであるとの回答を受けた。

## エ. 設置目的の周知

会議体等の設置の目的を、令和2年度中に周知したかどうかを確認したところ、以下の表のとおりであった。令和3年度設置の会議体等を除いた80の会議体等のうち、半数の40の会議体等において、会議目的の周知が行われていなかった。

また、周知を行っていなかった会議体は、附属機関では約2割（令和3年度設置の附属機関を除く）の6の会議体であったのに対し、その他の会議体においては、約7割（令和3年度設置のものを除く）の34の会議体であった。

詳細については、以下の表のとおりである。

〔表9〕

(単位：会議体数)

	周知している	周知していない	令和3年度 設置	合計
附属機関	25	6	1	32
その他の会議体	15	34	7	56
合計	40	40	8	88

## (2) 適切な運営が図られているかについて

## ① 会議体等の委員の定数について

会議体等の委員の定数の定めを見ると、要綱等で会議体等の委員の定数を定めているものが全体の70.45%の62の会議体、一方、定数を定めていない会議体等は全体の29.55%にあたる26であった。

定数の分布は以下の表のとおりである。

〔表10〕

(単位：会議体数)

区分	附属機関	その他の会議体	合計
2人以下	0	0	0
3人	5	1	6
4～5人	7	3	10
6～10人	4	6	10
11～15人	7	12	19
16～20人	2	2	4
21～40人	4	4	8
40人以上	3	2	5
定めなし	0	26	26
合計	32	56	88

※定数の定めが「10人以下」などについては10人の区分に、「10から12人」など幅がある場合は最大人数の12人の区分に分類した。

## ② 委員数及び男女比について

今回調査対象とした会議体等の委員数は、附属機関が571名、その他の会議体が876名、計1,447名であった。

委員の男女比を見ると、附属機関はおおむね7：3、その他の会議体ではおおむね6：4であった。

詳細は以下の表のとおりである。

〔表11〕

	附属機関		その他の会議体		合計	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
	男性	397人	69.53%	531人	60.62%	928人
女性	174人	30.47%	345人	39.38%	519人	35.87%
合計	571人	100%	876人	100%	1,447人	100%

## ③ 委員の公募の状況について

会議体等の委員に公募委員を選任しているかについて確認した。

委員数で見ると、附属機関については、委員の16.29%にあたる93人が公募による委員であった。その他の会議体においては、委員の2.97%にあたる26人が公募委員であった。

これを会議体ごとに見ると、32の附属機関のうち、31.25%にあたる10の附属機関が公募による委員を選任しており、56のその他の会議体のうち、10.71%にあたる6の会議体において公募による委員が選任されていた。

これらをまとめると、以下の表のとおりである。

〔表12〕

	附属機関		その他の会議体		合計	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
	公募委員の人数	93人	16.29%	26人	2.97%	119人
非公募委員の人数	478人	83.71%	850人	97.03%	1,328人	91.78%
合計	571人	100%	876人	100%	1,447人	100%

〔表13〕

	附属機関		その他の会議体		合計	
	会議体数	比率	会議体数	比率	会議体数	比率
	公募委員のいる会議体	10	31.25%	6	10.71%	16
公募委員のいない会議体	22	68.75%	50	89.29%	72	81.82%
合計	32	100%	56	100%	88	100%

## ④ 委員の区分について

選任された委員について、学識経験者などの区分により示すと以下の表のとおりである。

区職員、区議会議員、他の行政機関の関係者を除くと、附属機関においては、学識経験者が最も多く、以下、地域・事業者団体代表、区民となる一方、その他の会議体においては、地域・事業者団体代表が最も多く、以下、区民、その他の順であった。

〔表14〕

	学識経験者		区民		地域・事業者 団体代表		他の行政機関		区議会議員		区職員 (教員含む)		その他		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
附属機関	256人	17.69%	49人	3.39%	123人	8.50%	68人	4.70%	9人	0.62%	47人	3.25%	19人	1.31%	571人	39.46%
その他の 会議体	49人	3.39%	94人	6.50%	448人	30.96%	45人	3.11%	2人	0.14%	178人	12.30%	60人	4.15%	876人	60.54%
合計	305人	21.08%	143人	9.88%	571人	39.46%	113人	7.81%	11人	0.76%	225人	15.55%	79人	5.46%	1,447人	100%

### ⑤ 委員の在任期間

会議体等に属している委員が、連続して何年間にわたり当該会議体の委員に任命されているかについて調査票を集計した。

集計にあたり、以下の2つの附属機関については、継続年数が不明な委員が半数を超えていた。

○中野区介護認定審査会

○中野区障害者の障害支援区分に係る審査及び判定等に関する審査会

そこで、この2つの会議体の所管に委員の継続年数を把握していない理由について質問したところ、任命関係文書の保存年限の5年より以前に任命した委員については、その正確な任命期間を把握できていないとのことであった。なお、中野区介護認定審査会の委員で任命期間が不明と回答した全員(64名)については少なくとも平成21(2009)年以前から任命している委員であることを確認した。

この結果、15年を超える委員は23名、そのうち20年を超える委員は7名であった。

集計結果は以下の表のとおりである。

〔表15〕

	～2年	3～ 4年	5～ 6年	7～ 8年	9～ 10年	11～ 15年	16～ 19年	20年 以上	不明	合計
附属機関	281人	94人	30人	21人	17人	38人	9人	4人	77人	571人
その他の会議体	547人	146人	67人	46人	31人	18人	7人	3人	11人	876人
合計	828人	240人	97人	67人	48人	56人	16人	7人	88人	1,447人

⑥ 兼任状況について

ア. 兼任状況の把握

会議体等において委員として選任した者の、他の会議体等の委員との兼任の状況について確認した。

各所管が兼任状況をどの程度把握しているかについて確認したところ、「把握している・おおむね把握している」の回答の合計は、全体の40.91%にあたる36であったのに対し、「多少把握している・把握していない」の回答の合計は全体の59.09%にあたる52であった。なお、「把握していない」と回答したのは、全体のおおむね2割にあたる19.32%、17であった。

〔表16〕

(単位：会議体数)

	把握している	おおむね把握している	多少把握している	把握していない	合計
附属機関	6	10	10	6	32
その他の会議体	3	17	25	11	56
合計	9	27	35	17	88

イ. 兼任の状況

委員が、他の会議体等の委員をいくつ兼任しているかをまとめると以下の表のとおりである。

〔表17〕

(単位：人)

9の会議体を兼任	1
8の会議体を兼任	1
7の会議体を兼任	1
6の会議体を兼任	4
5の会議体を兼任	4
4の会議体を兼任	25
3の会議体を兼任	61
2の会議体を兼任	133
1の会議体のみ	830

⑦ 会議の開催状況について

ア. 開催回数

令和2年度に開催した会議の回数の分布は以下の表のとおりであった。

〔表18〕

(単位：会議体数)

	附属機関	その他の会議体	合計
開催なし	4	14	18
1回	6	16	22
2回	6	15	21
3回	2	4	6
4回	4	0	4
5～9回	2	0	2
10～19回	3	0	3
20～30回	3	0	3
30回以上	1	0	1
令和3年度設置	1	7	8
合計	32	56	88

なお、開催なしの理由については、附属機関では調停や審議を行うべき案件がなかったこと、その他の会議体においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のためという理由があげられていた。

#### イ. 出席率

令和2年度に開催した会議に対する委員の出席率の分布は以下の表のとおりであった。

〔表19〕

(単位：会議体数)

	附属機関	その他の会議体	合計
100%	10	8	18
95%以上100%未満	5	1	6
90%以上95%未満	5	7	12
85%以上90%未満	3	7	10
80%以上85%未満	3	3	6
75%以上80%未満	1	2	3
70%以上75%未満	0	3	3
65%以上70%未満	0	1	1
60%以上65%未満	0	3	3
60%未満	0	0	0
令和3年度設置	1	7	8
未開催	4	14	18
合計	32	56	88

⑧ 会議の公開、事前周知の状況について

附属機関及びその他の会議体が行う会議を公開しているかについてを表20に、また、当該会議の開催をどのように事前周知しているかについてを表21に示した。

〔表20〕

	附属機関		その他の会議体		合計	
	会議体数	比率	会議体数	比率	会議体数	比率
公開している	14	43.75%	7	12.50%	21	23.86%
公開していない	18	56.25%	49	87.50%	67	76.14%
合計	32	100%	56	100%	88	100%

〔表21〕

(単位：回答数)

	附属機関	その他の会議体	合計
ホームページ	13	5	18
区報	8	2	10
チラシポスター	0	0	0
その他	0	3	3
合計	21	10	31

※複数回答可のため合計は会議体数と一致しない。

⑨ 会議資料の公表について

会議の資料を公表しているかについてを表22に、また、公表している場合にどのように公表しているかについてを表23に示した。

〔表22〕

	附属機関		その他の会議体		合計	
	会議体数	比率	会議体数	比率	会議体数	比率
公表している	12	37.50%	6	10.71%	18	20.45%
公表していない	20	62.50%	50	89.29%	70	79.55%
合計	32	100%	56	100%	88	100%

※区民が自由に閲覧できる状況としている場合を「公表している」とし、区民の求めに応じて提供する場合は、「公表していない」に分類している。

〔表23〕

(単位：回答数)

	附属機関	その他の会議体	合計
ホームページ	10	3	13
窓口常設閲覧	2	3	5
その他	2	0	2
合計	14	6	20

※複数回答可のため合計は会議体数と一致しない。

⑩ 会議録の作成、公表について

会議の記録の作成状況については、全体の 88.64%、78 の会議体が会議の記録を作成していた。

〔表 2 4〕

	附属機関		その他の会議体		合計	
	会議体数	比率	会議体数	比率	会議体数	比率
作成している	29	90.63%	49	87.50%	78	88.64%
作成していない	3	9.38%	7	12.50%	10	11.36%
合計	32	100%	56	100%	88	100%

また、会議録を作成している 78 の会議体のうち、当該会議録を公表しているかについては以下の表のとおりである。

〔表 2 5〕

	附属機関		その他の会議体		合計	
	会議体数	比率	会議体数	比率	会議体数	比率
公表している	14	48.28%	7	14.29%	21	26.92%
公表していない	15	51.72%	42	85.71%	57	73.08%
合計	29	100%	49	100%	78	100%

※区民が自由に閲覧できる状況としている場合を「公表している」とし、区民の求めに応じて提供する場合は、「公表していない」に分類している。

会議録を公表している場合、どのような手法で公表しているかを示すと、以下の表のとおりである。

〔表 2 6〕

(単位：回答数)

	附属機関	その他の会議体	合計
ホームページ	12	6	18
窓口常設閲覧	2	2	4
その他	3	1	4
合計	17	9	26

※複数回答可のため合計は会議体数と一致しない。

会議録の作成の有無と公表状況をクロスして示すと、以下の表のとおりであり、区民が会議録を自由に閲覧できる状況としている会議体は、全体の 23.86%、21 の会議体等であった。

〔表 2 7〕

(単位：会議体数)

		附属機関		その他の会議体			合計		
		14	29	14	7	49	7	21	78
作成している	公表している	14	29	14	7	49	7	21	78
	公表していない	15		18	42		49	57	
作成していない	(公表していない)	3			7			10	67
合計		32		56			88		

※区民が自由に閲覧できる状況としている場合を「公表している」とし、区民の求めに応じて提供する場合は、「公表していない」に分類している。



一方、作成されている会議録の記載内容から整理すると、以下の表のとおりである。

〔表28〕

(単位：会議体数)

	附属機関	その他の 会議体	合計
ほぼ、全ての発言を網羅的に確認できる記録	10	4	14
委員の発言の概要が確認できる記録	7	29	36
主なやり取りがわかる記録	3	10	13
結果のみが確認できる記録	9	6	15
作成していない	3	7	10
合計	32	56	88

① 成果物の作成、公表について

会議体等の審議、検討の結果をとりまとめ、令和2年度中に何らかの成果物として作成し、基準日現在（令和3年10月1日）公表しているかについてまとめると以下の表のとおりである。

〔表29〕

(単位：会議体数)

		附属機関			その他の会議体			合計		
作成している	公表している	13	22	13	7	17	7	20	39	20
	公表していない	9		18	10		42	19		60
作成していない	(公表していない)	9			32			41		
令和3年度設置		1			7			8		
合計		32			56			88		

※区民が自由に閲覧できる状況としている場合を「公表している」とし、区民の求めに応じて提供しする場合は、「公表していない」に分類している。

(3) 報酬等の支払根拠は適正か

① 支払の状況について

会議体等の委員への支払状況については、以下の表のとおりであった。

〔表30〕

(単位：会議体数)

	附属機関	その他の会議体	合計
令和2年度に支払あり	26	11	37
令和2年度に支払なし	5	38	43
令和3年度設置	1	7	8
合計	32	56	88

※委員の辞退により支出がなかった場合も支払ありに区分している。

附属機関のうち、令和2年度に報酬等の支払がなかった5件のうち、4件については、令和2年度中に附属機関に諮問すべき案件等がなく、会議を開催していなかった。

残る1件の中野区防災会議については、会議を開催しているにもかかわらず、報酬を支払っておらず、その詳細について確認した。

当該会議は、委員が所定の場所に一同に会する形式ではなく、委員の自宅等に文書を送付する形式で実施されたことにより、報酬の支払を行わなかったものであった。

## 第7 監査の結果

会議体等の設置、運営にかかる事務の執行については、全般的にはおおむね適正に執行されており、監査結果として指摘すべき事項はなかった。

しかしながら、指摘には至らないものの、その他の会議体で附属機関の役割と混同されるおそれがある要綱を定め、その改正を怠っていたものが見受けられた。

改善が必要な事項については、監査委員の命を受けた監査事務局長を通じて、関係者に適正に処理を行うよう求めたところである。

## 第8 意見

本監査を通じ、会議体の設置、運営に関して検討を望みたい課題が見受けられたので、次のとおり意見を述べる。

今回の監査において、次のとおり、区として早急な検証、検討が必要と思われる点がいくつか見られた。

一点目は、附属機関ではないその他の会議体の設置に課題が見られたことである。

今回の監査において、附属機関ではないにもかかわらず、会議体の所掌事項を「区長の諮問に基づき、審査、調査を行う」とする要綱を定めていたものが見られた。また、所掌事項を「区の方針又は計画の策定に関すること」と定めるなど、一見すると附属機関が担うべき役割ではないかと思われる内容を要綱に定めている会議体も見られた。

その他の会議体が附属機関の役割を担っていないか、また、このことが区民に誤解を与えることなく、要綱上も整理されているかという視点からの検証が必要である。

二点目は、会議体等の運営にあたり検討を要する点が散見されたことである。

委員の通算の在任期間については、文書保存期間が過ぎたという理由で在任期間を把握していない所管があったり、一人の委員が他のいくつかの会議体等を兼任しているかについては、約2割の所管が委員の兼任状況を把握していなかった。会議運営上の情報の適正な把握、管理に欠ける状況である。

また、会議録については、会議録そのものを作成していない会議体等があったり、作成はしているものの区民が自由に閲覧できる状況となっていない会議体等が見られた。会議の記録のあり方と区民への情報提供という点からの整理も求められる。

三点目は、所管の制度認識に疑問があったことである。

今回監査に係る調査において、附属機関とその他の会議体を明確に区分することなく、その他の会議体の役割を審査、調査であると、あたかも附属機関のごとく説明する所管がいくつか見られた。所管が会議体等の法的な性格を認識しているかという点においても不十分さが見て取れた。

今回監査において明らかとなったこれらの点を含め、会議体等の設置運営について、幅広い視点からの検証、検討を行われたい。

これらの点の根本には、次の問題があると考えられる。

それは、附属機関及びその他の会議体の設置、運営に関する考え方などをまとめた指針が不在なことである。

区民、地域団体代表、学識経験者が直接、間接に区の施策に関与する会議体等については、行政上の課題対応手法としてその重要度は増している。

他方、昨今の裁判においては、法律又は条例によらず附属機関に該当する会議体を設置したこと及びその委員への報償費の支出を違法とした例もある。

適法に会議体等を設置し、それを適正に運営していくことが、今まで以上に求められている。

現在、区では会議体等の設置、運営にあたっての統一的な指針がなく、各所管が独自に取り組んでいる状況である。

その結果、全体の統一性を欠くのみならず、各会議体等が最低限守るべき基準が不明確となり、各所管の制度認識の不足とも相まって、会議体等に関する区民への情報提供のあり方に差違が生じたり、本来は附属機関が担うべき内容を附属機関ではない会議体に担わせるなどの不適切な制度管理につながるものが危惧される。

他の自治体においては、指針等を作成し、守るべき基準を明確にして会議体等を設置し、運営を図っているところも見られる。

区としての会議体等の設置、運営に関する基準を定め、それに基づき、より適切な制度管理、運営を行うことを検討されたい。

区民生活を取り巻く課題は多様化し、行政の対応も多岐にわたるとともに、複雑化、専門化している。区の実情に対し、区民の目線で意見交換を行ったり、専門的な観点から見解を示す会議体等は、今後その役割がますます高まっていく。

会議体等の設置、運営について再度検証し、より透明性が高く、効果的な制度運営を行っていくことを期待する。

# 参 考 資 料

(調査のまとめ)

別表 1 - 1 附属機関一覧

番号	所管部	所管課	名称
1	企画部	企画課	中野区男女共同参画・多文化共生推進審議会
2	企画部	企画課	中野区男女平等専門委員会
3	総務部	総務課	中野区特別職報酬等審議会
4	総務部	総務課	中野区行政不服審査会
5	総務部	総務課	中野区個人情報保護審議会
6	総務部	総務課	中野区情報公開・個人情報保護審査会
7	総務部	経理課	中野区財産価格審議会
8	総務部	経理課	中野区入札監視委員会
9	総務部	防災危機管理課	中野区防災会議
10	総務部	防災危機管理課	中野区国民保護協議会
11	総務部	防災危機管理課	中野区法令遵守審査会
12	区民部	区民文化国際課	中野区文化財保護審議会
13	区民部	保険医療課	中野区国民健康保険運営協議会
14	子ども教育部	子ども・教育政策課	中野区子ども・子育て会議
15	子ども教育部	子ども・教育政策課	中野区子どもの権利擁護推進審議会
16	地域支えあい推進部	地域活動推進課	中野区民生委員推薦会
17	地域支えあい推進部	地域活動推進課	中野区区民公益活動推進協議会
18	地域支えあい推進部	介護・高齢者支援課	中野区介護認定審査会
19	健康福祉部	福祉推進課	中野区健康福祉審議会
20	健康福祉部	福祉推進課	中野区福祉サービス苦情調整委員
21	健康福祉部	福祉推進課	中野区民間福祉サービス紛争調停委員
22	健康福祉部	障害福祉課	中野区障害者の障害支援区分に係る審査及び判定等に関する審査会
23	健康福祉部	障害福祉課	中野区障害者差別解消審議会
24	健康福祉部	保健予防課	中野区感染症診査協議会
25	健康福祉部	保健予防課	中野区自殺対策審議会
26	健康福祉部	保健予防課	中野区大気汚染障害者認定審査会
27	環境部	環境課	中野区環境審議会
28	環境部	環境課	中野区物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する審査会
29	都市基盤部	都市計画課	中野区都市計画審議会
30	都市基盤部	都市計画課	中野区建築審査会
31	都市基盤部	都市計画課	中野区建築紛争調停委員会
32	教育委員会事務局	指導室	中野区教育委員会いじめ問題対策委員会

別表1-2 その他の会議体一覧

番号	所管部	所管課	名称
1	企画部	企画課	中野区構造改革推進アドバイザー会議
2	総務部	防災危機管理課	中野区帰宅困難者対策協議会
3	総務部	防災危機管理課	中野区災害医療連携会議
4	総務部	防災危機管理課	中野区防災対策連絡協議会
5	総務部	防災危機管理課	中野区交通安全対策協議会
6	区民部	区民文化国際課	中野区立歴史民俗資料館運営協議会
7	区民部	産業振興課	川島商店街ふれあい広場運営委員会
8	区民部	産業振興課	野方商店街ふれあい広場運営委員会
9	子ども教育部	育成活動推進課	キッズ・プラザ白桜運営委員会
10	子ども教育部	育成活動推進課	キッズ・プラザ美鳩運営委員会
11	子ども教育部	育成活動推進課	キッズ・プラザみなみの運営委員会
12	子ども教育部	育成活動推進課	キッズ・プラザ新山運営委員会
13	子ども教育部	育成活動推進課	キッズ・プラザ江原運営委員会
14	子ども教育部	育成活動推進課	キッズ・プラザ江古田運営委員会
15	子ども教育部	育成活動推進課	キッズ・プラザ谷戸運営委員会
16	子ども教育部	育成活動推進課	キッズ・プラザ塔山運営委員会
17	子ども教育部	育成活動推進課	キッズ・プラザ中野第一運営委員会
18	子ども教育部	育成活動推進課	キッズ・プラザ武蔵台運営委員会
19	子ども教育部	育成活動推進課	キッズ・プラザ緑野運営委員会
20	子ども教育部	育成活動推進課	キッズ・プラザ桃花運営委員会
21	子ども教育部	育成活動推進課	放課後子ども教室運営委員会
22	地域支えあい推進部	地域包括ケア推進課	中野区地域包括支援センター運営協議会
23	地域支えあい推進部	地域包括ケア推進課	中野区地域包括ケア推進会議
24	地域支えあい推進部	地域包括ケア推進課	中野区地域包括ケア推進会議在宅医療介護連携部会
25	地域支えあい推進部	地域包括ケア推進課	中野区地域包括ケア推進会議認知症等対策部会
26	地域支えあい推進部	地域包括ケア推進課	中野区認知機能検診事業検討委員会
27	地域支えあい推進部	中部すこやか	中部すこやか地域ケア会議
28	地域支えあい推進部	北部すこやか	北部すこやか地域ケア会議
29	地域支えあい推進部	南部すこやか	南部すこやか地域ケア会議
30	地域支えあい推進部	鷺宮すこやか	鷺宮すこやか地域ケア会議
31	健康福祉部	福祉推進課	中野区老人ホーム入所判定委員会
32	健康福祉部	福祉推進課	中野区高齢者・障害者虐待対応連絡会
33	健康福祉部	福祉推進課	中野区福祉有償運送運営協議会
34	健康福祉部	スポーツ振興課	中野区地域スポーツクラブ中部運営委員会
35	健康福祉部	スポーツ振興課	中野区地域スポーツクラブ南部運営委員会

36	健康福祉部	スポーツ振興課	中野区地域スポーツクラブ鷺宮運営委員会
37	健康福祉部	スポーツ振興課	地域スポーツクラブ理事会
38	健康福祉部	障害福祉課	中野区障害者自立支援協議会
39	健康福祉部	障害福祉課	中野区精神障害者地域生活支援センター運営会議
40	健康福祉部	保健企画課	中野区民の健康づくりを推進する会（第5期）
41	健康福祉部	保健企画課	中野区小児初期救急医療事業推進協議会
42	健康福祉部	保健企画課	中野区がん検診精度管理連絡会
43	健康福祉部	保健予防課	中野区地域精神保健連絡協議会
44	都市基盤部	都市計画課	中野区都市計画マスタープラン改定アドバイザー
45	都市基盤部	交通政策課	中野区交通政策推進協議会
46	まちづくり推進部	中野駅周辺まちづくり課	中野駅周辺地区駐車場地域ルール策定協議会
47	教育委員会事務局	子ども・教育政策課	中野区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る外部評価委員会
48	教育委員会事務局	子ども・教育政策課	鷺宮小学校・西中野小学校統合委員会
49	教育委員会事務局	子ども・教育政策課	中野本郷小学校改築推進委員会
50	教育委員会事務局	子ども・教育政策課	南台小学校改築及び移転準備連絡委員会
51	教育委員会事務局	指導室	第七中学校区第三者評価委員会
52	教育委員会事務局	指導室	南中野中学校区第三者評価委員会
53	教育委員会事務局	指導室	明和中学校区第三者評価委員会
54	教育委員会事務局	学校教育課	遊び場開放運営委員会
55	教育委員会事務局	学校教育課	中野区学校給食運営委員会
56	教育委員会事務局	学校教育課	中野区学校保健会

別表2-1 所掌事項【附属機関】

番号	名称	所掌事項
1	中野区男女共同参画・多文化共生推進審議会	区長の諮問に応じ、男女共同参画及び多文化共生に係る施策を推進するために必要な事項を調査審議し、答申すること
2	中野区男女平等専門委員会	区長が助言を求めた申出について審議し、その対応に必要な助言を行う
3	中野区特別職報酬等審議会	区議会議員報酬及び区長等の給料の定め方及び額の適否に関すること
4	中野区行政不服審査会	審査請求に係る事件の調査審議に関すること
5	中野区個人情報保護審議会	①中野区個人情報の保護に関する条例（以下N01において「条例」という）の規定に基づき実施機関から諮問のあった事項について審議すること ②条例に規定する事項について実施機関から報告を受けること ③特定個人情報保護評価に関して、実施機関の諮問に基づき調査審議し、意見を述べること ④個人情報保護制度の運営に関する重要な事項について、実施機関の諮問に基づき調査審議すること
6	中野区情報公開・個人情報保護審査会	①中野区区政情報の公開に関する条例第13条第3項の規定による諮問のあった事項について調査審議すること ②中野区個人情報の保護に関する条例第33条第3項の規定による諮問のあった事項について調査審議すること ③前2号の規定による調査審議を踏まえ、審査会が必要であると認める場合において、区政情報の公開又は個人情報の保護に関する重要な事項について区長に意見を述べること
7	中野区財産価格審議会	①不動産及びその従物に関する価格の評定 ②区長が必要と認めたその他公有財産の価格の評定
8	中野区入札監視委員会	①区が発注した工事等の入札及び契約手続の運用状況等について報告を受け、その内容について審議すること ②区が発注した工事等の入札及び契約手続並びに工事成績の評定に関する利害関係者からの苦情について審議すること ③入札及び契約手続の改善すべき事項について、区長に意見を述べること
9	中野区防災会議	①中野区地域防災計画を作成及びその実施を推進すること ②区の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること
10	中野区国民保護協議会	①区民の保護のための措置に関する重要事項に関すること ②国民の保護に関する計画に関すること



11	中野区法令遵守審査会	①公益通報にかかる調査、審査、結果報告 ②不当要求行為等についての審査及び答申 ③職員の公正かつ公平な職務遂行の確保、職員の服務に係る倫理保持及び中野区職員倫理条例の運用に関し区長へ意見を述べる
12	中野区文化財保護審議会	教育委員会の諮問、文化財の保存活用に関し調査審議し、答申・意見を述べる
13	中野区国民健康保険運営協議会	国民健康保険に関する条例、規則の制定及び改廃に関すること療養の給付の充実及び改善に関すること、保険料の賦課徴収方法に関すること、区長が必要と認めることについての審議
14	中野区子ども・子育て会議	①特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること ②特定地域型保育事業の利用定員に関すること ③市町村子ども・子育て支援事業計画に関すること ④市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること
15	中野区子どもの権利擁護推進審議会	子どもの権利擁護に係る条例制定を見据えた、子どもの権利擁護に関すること
16	中野区民生委員推薦会	民生委員・児童委員の委嘱および主任児童委員の指名に関すること
17	中野区区民公益活動推進協議会	①区民公益活動を行う団体への資金の助成その他区民公益活動の推進に関する事項の審議について ②基金から区民公益活動を行う団体への助成の審査について
18	中野区介護認定審査会	介護保険における認定審査判定業務
19	中野区健康福祉審議会	①保健医療、社会福祉及び健康増進に係る重要な計画に関すること ②保健医療、社会福祉及び健康増進の施策の連携及び総合化のための基本指針に関すること ③介護保険事業の充実及び改善に関すること ④健康増進に資するスポーツ活動の推進に関すること ⑤前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
20	中野区福祉サービス苦情調整委員	福祉サービスの適用に係る区民の苦情処理により区民の権利及び利益を擁護すること

21	中野区民間福祉サービス紛争調停委員	民間福祉サービスについて ・ 区長から付された紛争の調停を行うこと ・ 調停案を作成し、当事者に受諾を勧告すること ・ 調停案を作成するための調査を行うこと ・ 調停の処理条項を区長に報告すること
22	中野区障害者の障害支援区分に係る審査及び判定等に関する審査会	①障害支援区分認定基準に照らして審査及び判定を行う ②支給要否決定を行うに当たり意見を聞く
23	中野区障害者差別解消審議会	①合理的配慮の提供及び不当な差別的取扱いについての区の方針に関すること ②区民等への障害者差別解消に係る啓発活動に関すること ③その他障害者差別解消の取組について適正であったか審議し意見又は提案を行うこと
24	中野区感染症診査協議会	①就業制限、入院勧告等の審議に関すること ②入院・通院治療の公費負担の審議に関すること
25	中野区自殺対策審議会	①自殺対策基本法第13条第2項に規定する市町村自殺対策計画の策定及び変更に関する事項 ②自殺対策に係る施策の推進に関し、必要な事項
26	中野区大気汚染障害者認定審査会	大気汚染医療費助成制度に係る新規・更新申請の審議に関すること
27	中野区環境審議会	①基本計画に関すること ②環境保全に関する基本的な事項
28	中野区物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する審査会	①区長が勧告するにあたり、諮問を受け意見を述べること ②区長が緊急安全措置を行った場合にその報告を受けること ③不良な生活環境の解消に関し必要な事項について、区長に意見を述べること
29	中野区都市計画審議会	①都市計画法により、その権限に属させられた事項を調査審議すること ②区長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議すること ③都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議すること
30	中野区建築審査会	①審査請求に対する審理・裁決すること ②許可、認定等に係る同意すること ③調査審議及び建議すること
31	中野区建築紛争調停委員会	①調停に関すること ②紛争の予防と調整に関すること
32	中野区教育委員会いじめ問題対策委員会	①いじめ防止等のための対策に関すること ②重大事態が発生した場合の調査に関すること

別表2-2 所掌事項【その他の会議体】

番号	名称	所掌事項
1	中野区構造改革推進アドバイザー会議	構造改革等に関する意見交換を行うため
2	中野区帰宅困難者対策協議会	①中野区内における災害時の行動ルールに関すること ②中野区内主要駅周辺における災害時発生時の協力体制及び連携に関すること ③帰宅困難者対策訓練の企画及び実施に関すること
3	中野区災害医療連携会議	①災害時における医療救護隊等の活動等に関すること ②中野区災害医療コーディネーターに関すること ③合同訓練に関すること
4	中野区防災対策連絡協議会	①区の防災対策事業に関すること ②区と関係団体と提携連絡情報交換に関すること
5	中野区交通安全対策協議会	①区の交通安全対策の立案及び実施に関すること ②区と関係行政機関ならびに関係民間団体との連絡に関すること ③中野区交通安全計画推進に関すること ④その他、区長が特に必要と認めること
6	中野区立歴史民俗資料館運営協議会	資料館の基本的な運営事項について、審議し、又は調査する
7	川島商店街ふれあい広場運営委員会	①広場の快適な利用のためのルール作り ②広場の管理運営上の問題の検討及び意見の調整 ③その他広場の利用に関し必要な事項
8	野方商店街ふれあい広場運営委員会	同上
9	キッズ・プラザ白桜運営委員会	①キッズ・プラザの利用に関すること ②交流及び仲間づくりの機会の提供に関すること ③家庭、地域及び学校と連携した子どもの健全育成に関すること ④その他キッズ・プラザの運営に関し必要な事項
10	キッズ・プラザ美鳩運営委員会	同上
11	キッズ・プラザみなみの運営委員会	同上

12	キッズ・プラザ新山運営委員会	同上
13	キッズ・プラザ江原運営委員会	同上
14	キッズ・プラザ江古田運営委員会	同上
15	キッズ・プラザ谷戸運営委員会	同上
16	キッズ・プラザ塔山運営委員会	同上
17	キッズ・プラザ中野第一運営委員会	同上
18	キッズ・プラザ武蔵台運営委員会	同上
19	キッズ・プラザ緑野運営委員会	同上
20	キッズ・プラザ桃花運営委員会	同上
21	放課後子ども教室運営委員会	①放課後子ども教室推進事業の計画、企画、実施、運営、広報、安全管理及び成果の検証及び評価 ②児童館、学校及び地域が連携した子育て・子育て支援の取組の推進 ③ ①②に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
22	中野区地域包括支援センター運営協議会	①中野区地域包括支援センターの設置に関する事 ②中野区地域包括支援センターの運営の評価に関する事 ③多機関ネットワークの構築に関する事 ④中野区地域包括支援センターの人材等の支援に関する事
23	中野区地域包括ケア推進会議	①地域の困難な事例の検討及び課題の解決に関する事 ②地域のネットワークの構築に関する事 ③地域の課題の発見及び課題の解決に関する事 ④地域の必要な資源の開発に関する事 ⑤地域の必要な取組を明らかにする事
24	中野区地域包括ケア推進会議在宅医療介護連携部会	在宅療養推進に関する事
25	中野区地域包括ケア推進会議認知症等対策部会	認知症対策に関する事
26	中野区認知機能検診事業検討委員会	認知機能検診事業実施に関する事

27	中部すこやか地域ケア会議	①地域の困難な事例の検討及び課題の解決に関すること ②地域のネットワークの構築に関すること ③地域の課題の発見及び課題の解決に関すること ④地域の必要な資源の開発に関すること ⑤地域の必要な取組を明らかにすること
28	北部すこやか地域ケア会議	同上
29	南部すこやか地域ケア会議	同上
30	鷺宮すこやか地域ケア会議	同上
31	中野区老人ホーム入所判定委員会	老人ホーム入所措置に関する要否判定その他
32	中野区高齢者・障害者虐待対応連絡会	高齢者及び障害者虐待についての課題の対応のため関係団体との連携に関すること
33	中野区福祉有償運送運営協議会	①法第79条の4第1項第5号(法第79条の6第2項及び第79条の7第2項において準用する場合を含む)の規定による合意に関すること ②法第79条の8第2項及び省令第51条の15の規定による福祉有償運送に係る対価に関すること ③法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関すること ※ここでの「法」は「道路運送法」、「省令」は「道路運送法施行規則」のこと
34	中野区地域スポーツクラブ 中部運営委員会	①地域スポーツクラブ事業の企画及び実施 ②区民のスポーツに関するニーズの把握 ③地域スポーツクラブ事業に活用できる人材の発掘 ④関係団体との連携を通じた地域スポーツクラブ事業の周知 ⑤区民の地域スポーツクラブ事業への参加促進 ⑥前各号に掲げるもののほか、地域におけるスポーツの推進に寄与する活動
35	中野区地域スポーツクラブ 南部運営委員会	同上
36	中野区地域スポーツクラブ 鷺宮運営委員会	同上

37	地域スポーツクラブ理事会	①地域スポーツクラブの運営方針の決定に関する事 ②各プラザの圏域に設置された運営委員会の調整に関する事 ③地域スポーツクラブの運営に係る関係団体との調整に関する事 ④運営委員会への助言に関する事
38	中野区障害者自立支援協議会	①相談支援事業の運営、評価及び改善に関する事 ②障害者等の福祉に関する困難事例等の解決に向けた関係者による協議に関する事 ③相談支援事業を行う者の能力開発に関する事 ④障害福祉計画の評価及び策定に関する事 ⑤その他、障害者等の福祉に関し区長が必要と認める事項
39	中野区精神障害者地域生活支援センター運営会議	①事業運営状況の報告 ②その他
40	中野区民の健康づくりを推進する会（第5期）	①区及び関係団体が有する健康づくりに関する情報の集約並びに区民への発信に関する事 ②区及び関係団体が実施する健康づくり事業における連携等に関する事 ③その他前条の設置目的を達成するために必要な事項
41	中野区小児初期救急医療事業推進協議会	①中野区準夜間小児初期救急医療事業の運営に係る課題への対応に関する事 ②中野区準夜間小児初期救急医療事業の実績及びその分析に関する事 ③その他協議会が必要と認める事項
42	中野区がん検診精度管理連絡会	①がん検診の精度の向上に関する事 ②効果的ながん検診の在り方に関する事 ③がん検診に関する情報交換に関する事 ④前3号に掲げるもののほか、がん検診に係る課題に対応するため、区長が必要と認める事項
43	中野区地域精神保健連絡協議会	中野区の地域精神保健福祉事業に関する事等
44	中野区都市計画マスタープラン改定アドバイザー	都市マスタープラン改定の項目及び内容に関する事
45	中野区交通政策推進協議会	①交通に関する方針又は計画の策定に関する事 ②交通に関する方針又は計画に基づく施策の実施に関する事 ③その他、中野区長が必要と認める事項
46	中野駅周辺地区駐車場地域ルール策定協議会	中野駅周辺地区における駐車場地域ルールを策定するに当たり必要な事項の協議及び検討

47	中野区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る外部評価委員会	<p>①教育に関する事務及び執行状況について、中長期的な視点で点検及び評価を行うこと</p> <p>②教育行政全般に係る目標の体系に基づく課、施策及び事業の成果、効率性及び必要性について、横断した視点で点検及び評価を行うこと</p> <p>③数値等で表しにくい目標や成果についての点検及び評価を行うこと</p>
48	鷺宮小学校・西中野小学校統合委員会	<p>①統合新校の名称、校章、校歌及び校旗に関すること</p> <p>②統合新校で使用する学校指定品に関すること</p> <p>③統合新校の校舎等の施設に関すること</p> <p>④前3号に掲げるもののほか、統合新校に関する重要事項(教育課程に関するものを除く)</p>
49	中野本郷小学校改築推進委員会	<p>①校舎の改築に係る基本構想・基本計画など、校舎の改築に関すること</p> <p>②校舎の改築に係る進捗状況、整備内容、整備スケジュール等に関すること</p> <p>③改築後の校舎への移転に係る進捗状況、移転スケジュール等に関すること</p> <p>④前3号に掲げるもののほか、校舎の改築に関する重要事項(教育課程に関する事項を除く)</p>
50	南台小学校改築及び移転準備連絡委員会	<p>①校舎の改築に係る進捗状況、整備内容、整備スケジュール等に関すること</p> <p>②改築後の校舎への移転を円滑に進めるための調整等に関すること</p> <p>③前2号に掲げるもののほか、校舎の改築及び移転に関する重要事項(教育課程に関する事項を除く)</p>
51	第七中学校区 第三者評価委員会	<p>①各校の学校経営計画に関すること</p> <p>②第七中学校区における連携教育に関すること</p>
52	南中野中学校区 第三者評価委員会	<p>①各校の学校経営計画に関すること</p> <p>②南中野中学校区における連携教育に関すること</p>
53	明和中学校区 第三者評価委員会	<p>①各校の学校経営計画に関すること</p> <p>②明和中学校区における連携教育に関すること</p>

54	遊び場開放運営委員会	①開放の運営に関すること ②開放の効果的利用を図るための施設及び利用時間の検討に関すること
55	中野区学校給食運営委員会	①学校給食の運営に関する基本的事項 ②学校給食費に関する事項 ③学校給食施設及び設備に関する事項 ④前3号に掲げるもののほか、学校給食の向上を図るために教育委員会が必要と認める事項
56	中野区学校保健会	①区立小学校・中学校・幼稚園・保育所の保健行政及び関係団体の協力に関すること ②学校保健事業の推進に関すること ③児童等の健康教育の実践普及に関すること ④児童等の健康増進調査及び研修に関すること



別表3-1 設置根拠一覧 【附属機関】

番号	会議体の名称 【附属機関】	所管部課	設置年度	根拠			設置目的				
				法律 必須	法律 授權	条例 設置	調停	審査	審議	調査	その他
1	中野区男女共同参画・多文化共生推進審議会	企画部企画課	2020			○			○	○	○
2	中野区男女平等専門委員会	企画部企画課	2002			○			○		○
3	中野区特別職報酬等審議会	総務部総務課	1964			○			○		
4	中野区行政不服審査会	総務部総務課	2016	○					○	○	
5	中野区個人情報保護審議会	総務部総務課	1990			○			○	○	○
6	中野区情報公開・個人情報保護審査会	総務部総務課	2016			○			○	○	○
7	中野区財産価格審議会	総務部経理課	2014			○			○		○
8	中野区入札監視委員会	総務部経理課	2008		○				○		○
9	中野区防災会議	総務部防災危機管理課	1963	○					○		○
10	中野区国民保護協議会	総務部防災危機管理課	2006	○					○		○
11	中野区法令遵守審査会	総務部防災危機管理課	2008			○		○		○	○
12	中野区文化財保護審議会	区民部区民文化国際課	1981		○				○	○	
13	中野区国民健康保険運営協議会	区民部保険医療課	2010	○					○		
14	中野区子ども・子育て会議	子ども教育部子ども・教育政策課	2013		○				○	○	
15	中野区子どもの権利擁護推進審議会	子ども教育部子ども・教育政策課	2020			○			○		
16	中野区民生委員推薦会	地域支えあい推進部地域活動推進課	1948	○				○			

番号	会議体の名称 【附属機関】	所管部課	設置年度	根拠			設置目的				
				法律 必須	法律 授權	条例 設置	調停	審査	審議	調査	その他
17	中野区区民公益活動推進協議会	地域支えあい推進部地域活動推進課	2006			○		○	○		
18	中野区介護認定審査会	地域支えあい推進部介護・高齢者支援課	2000	○				○	○		
19	中野区健康福祉審議会	健康福祉部福祉推進課	1997		○				○		
20	中野区福祉サービス苦情調整委員	健康福祉部福祉推進課	1990			○		○	○	○	○
21	中野区民間福祉サービス紛争調停委員	健康福祉部福祉推進課	2007			○	○			○	○
22	中野区障害者の障害支援区分に係る審査及び判定等に関する審査会	健康福祉部障害福祉課	2006	○				○			○
23	中野区障害者差別解消審議会	健康福祉部障害福祉課	2017			○			○		
24	中野区感染症診査協議会	健康福祉部保健予防課	2007	○				○			
25	中野区自殺対策審議会	健康福祉部保健予防課	2018		○				○		
26	中野区大気汚染障害者認定審査会	健康福祉部保健予防課	1975	○				○			
27	中野区環境審議会	環境部環境課	1998		○				○	○	
28	中野区物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する審査会	環境部環境課	2017			○					○
29	中野区都市計画審議会	都市基盤部都市計画課	1972		○				○	○	○
30	中野区建築審査会	都市基盤部都市計画課	1983	○					○	○	○
31	中野区建築紛争調停委員会	都市基盤部都市計画課	1978			○	○		○	○	
32	中野区教育委員会いじめ問題対策委員会	教育委員会事務局指導室	2021		○				○	○	

別表 3-2 設置根拠一覧【その他の会議体】

番号	会議体の名称 【附属機関ではない会議体】	所管部課	設置 年度	根拠			
				規則 設置	要綱 設置	要領 設置	起案 設置
1	中野区構造改革推進アドバイザー会議	企画部企画課	2021			○	
2	中野区帰宅困難者対策協議会	総務部防災危機管理課	2013		○		
3	中野区災害医療連携会議	総務部 防災危機管理課	2013		○		
4	中野区防災対策連絡協議会	総務部防災危機管理課	1972		○		
5	中野区交通安全対策協議会	総務部防災危機管理課	1977		○		
6	中野区立歴史民俗資料館運営協議会	区民部区民文化国際課	1989		○		
7	川島商店街ふれあい広場運営委員会	区民部産業振興課	1992		○		
8	野方商店街ふれあい広場運営委員会	区民部産業振興課	1992		○		
9	キッズ・プラザ白桜運営委員会	子ども教育部育成活動推進課	2010		○		
10	キッズ・プラザ美鳩運営委員会	子ども教育部育成活動推進課	2010		○		
11	キッズ・プラザみなみの運営委員会	子ども教育部育成活動推進課	2010		○		
12	キッズ・プラザ新山運営委員会	子ども教育部育成活動推進課	2009		○		
13	キッズ・プラザ江原運営委員会	子ども教育部育成活動推進課	2019		○		
14	キッズ・プラザ江古田運営委員会	子ども教育部育成活動推進課	2009		○		
15	キッズ・プラザ谷戸運営委員会	子ども教育部育成活動推進課	2010		○		
16	キッズ・プラザ塔山運営委員会	子ども教育部育成活動推進課	2010		○		

番号	会議体の名称 【附属機関ではない会議体】	所管部課	設置 年度	根拠			
				規則 設置	要綱 設置	要領 設置	起案 設置
17	キッズ・プラザ中野第一運営委員会	子ども教育部育成活動推進課	2011		○		
18	キッズ・プラザ武蔵台運営委員会	子ども教育部育成活動推進課	2010		○		
19	キッズ・プラザ緑野運営委員会	子ども教育部育成活動推進課	2010		○		
20	キッズ・プラザ桃花運営委員会	子ども教育部育成活動推進課	2010		○		
21	放課後子ども教室運営委員会	子ども教育部育成活動推進課	2007		○		
22	中野区地域包括支援センター運営協議会	地域支えあい推進部地域包括ケア推進課	2005		○		
23	中野区地域包括ケア推進会議	地域支えあい推進部地域包括ケア推進課	2015		○		
24	中野区地域包括ケア推進会議在宅医療介護連携部会	地域支えあい推進部地域包括ケア推進課	2018		○		
25	中野区地域包括ケア推進会議認知症等対策部会	地域支えあい推進部地域包括ケア推進課	2018		○		
26	中野区認知機能検診事業検討委員会	地域支えあい推進部地域包括ケア推進課	2019				○
27	中部すこやか地域ケア会議	地域支えあい推進部中部すこやか福祉センター	2015		○		
28	北部すこやか地域ケア会議	地域支えあい推進部北部すこやか福祉センター	2015		○		
29	南部すこやか地域ケア会議	地域支えあい推進部南部すこやか福祉センター	2015		○		
30	鷺宮すこやか地域ケア会議	地域支えあい推進部鷺宮すこやか福祉センター	2015		○		
31	中野区老人ホーム入所判定委員会	健康福祉部福祉推進課	1990		○		
32	中野区高齢者・障害者虐待対応連絡会	健康福祉部福祉推進課	2006		○		
33	中野区福祉有償運送運営協議会	健康福祉部福祉推進課	2005		○		
34	中野区地域スポーツクラブ中部運営委員会	健康福祉部スポーツ振興課	2016	○			

番号	会議体の名称 【附属機関ではない会議体】	所管部課	設置 年度	根拠			
				規則 設置	要綱 設置	要領 設置	起案 設置
35	中野区地域スポーツクラブ南部運営委員会	健康福祉部スポーツ振興課	2016	○			
36	中野区地域スポーツクラブ鷺宮運営委員会	健康福祉部スポーツ振興課	2019	○			
37	地域スポーツクラブ理事会	健康福祉部スポーツ振興課	2016	○			
38	中野区障害者自立支援協議会	健康福祉部障害福祉課	2008		○		
39	中野区精神障害者地域生活支援センター運営会議	健康福祉部障害福祉課	2006		○		
40	中野区民の健康づくりを推進する会（第5期）	健康福祉部保健企画課	2011		○		
41	中野区小児初期救急医療事業推進協議会	健康福祉部保健企画課	2004		○		
42	中野区がん検診精度管理連絡会	健康福祉部保健企画課	2019		○		
43	中野区地域精神保健連絡協議会	健康福祉部保健予防課	2019		○		
44	中野区都市計画マスタープラン改定アドバイザー	都市基盤部都市計画課	2021			○	
45	中野区交通政策推進協議会	都市基盤部交通政策課	2021			○	
46	中野駅周辺地区駐車場地域ルール策定協議会	まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり課	2021				○
47	中野区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る外部評価委員会	教育委員会事務局子ども・教育政策課	2018		○		
48	鷺宮小学校・西中野小学校統合委員会	教育委員会事務局子ども・教育政策課	2018		○		
49	中野本郷小学校改築推進委員会	教育委員会事務局子ども・教育政策課	2019		○		
50	南台小学校改築及び移転準備連絡委員会	教育委員会事務局子ども・教育政策課	2019		○		
51	第七中学校区第三者評価委員会	教育委員会事務局指導室	2021				○
52	南中野中学校区第三者評価委員会	教育委員会事務局指導室	2021				○

番号	会議体の名称 【附属機関ではない会議体】	所管部課	設置 年度	根拠			
				規則 設置	要綱 設置	要領 設置	起案 設置
53	明和中学校区第三者評価委員会	教育委員会事務局指導室	2021				○
54	遊び場開放運営委員会	教育委員会事務局学校教育課	1986		○		
55	中野区学校給食運営委員会	教育委員会事務局学校教育課	1958		○		
56	中野区学校保健会	教育委員会事務局学校教育課	2014		○		

別表4-1 運営状況一覧 【附属機関】

番号	会議体の名称 【附属機関】	委員の状況 (人)										運営の状況※1								
		委員数		公募委員	区分								設置目的の周知 (R2中)	開催の事前周知	会議の公開	会議録			資料の公表 ※3	成果物の作成 (R2中)
		男女数			学識経験者	区民	地域事業者代表	他の行政機関	区議会議員	区職員	その他	作成				形式 ※2	公表 ※3			
		男性	女性																	
1	中野区男女共同参画・多文化共生推進審議会	14	6	8	2	4	2	8					○	○	○	○	B	○	○	○
2	中野区男女平等専門委員会	3	1	2		3							○			○	B			○
3	中野区特別職報酬等審議会	10	8	2	2	2	2	6					○	○	○	○	B	○	○	○
4	中野区行政不服審査会	3	3	0		3							○			○	D			○
5	中野区個人情報保護審議会	14	7	7	2	5	2	7					○	○	○	○	B	○	○	○
6	中野区情報公開・個人情報保護審査会	5	4	1		5							○			○	D			○
7	中野区財産価格審議会	5	5	0		3					2		○			○	A			○
8	中野区入札監視委員会	3	3	0		3							○			○	B	○	○	
9	中野区防災会議	85	79	6	65	6	1	23	33		20	2	○			○	C	○		○
10	中野区国民保護協議会	75	66	9		8		22	28		17		○			○	B	○		
11	中野区法令遵守審査会	3	3	0								3	○			○	C			○
12	中野区文化財保護審議会	6	3	3		6										○	A			○
13	中野区国民健康保険運営協議会	18	11	7		4	6	8					○	○	○	○	A	○	○	○

番号	会議体の名称 【附属機関】	委員の状況 (人)											運営の状況※1							
		委員数											設置目的の周知 (R2中)	開催の事前周知	会議の公開	会議録			資料の公表 ※3	成果物の作成 (R2中)
		男女数		公募委員	区分											作成	形式 ※2	公表 ※3		
		男性	女性		学識経験者	区民	地域事業者代表	他の行政機関	区議会議員	区職員	その他									
14	中野区子ども・子育て会議	13	4	9	3	3	5	5					○	○	○	○	A	○	○	
15	中野区子どもの権利擁護推進審議会	14	6	8	4	3	4	5			2		○	○	○	○	A	○	○	○
16	中野区民生委員推薦会	14	11	3		2		6			2	2	2			○	D			
17	中野区区民公益活動推進協議会	9	7	2	2	4	5						○	○	○	○	A			○
18	中野区介護認定審査会	123	73	50		123										○	D			
19	中野区健康福祉審議会	31	16	15	6	7	6	18					○	○	○	○	A	○	○	○
20	中野区福祉サービス苦情調整委員	2	1	1		2							○				-			
21	中野区民間福祉サービス紛争調停委員	2	2	0		2							○				-			
22	中野区障害者の障害支援区分に係る審査及び判定等に関する審査会	21	9	12		21										○	D			
23	中野区障害者差別解消審議会	4	4	0		2		2					○	○	○	○	C			○
24	中野区感染症診査協議会	11	6	5		4						7				○	D			○
25	中野区自殺対策審議会	15	12	3		4		4	4		3		○	○	○	○	D	○	○	
26	中野区大気汚染障害者認定審査会	5	2	3		1					1	3					—			○
27	中野区環境審議会	20	14	6	4	4	7	9					○	○	○	○	A	○	○	○
28	中野区物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する審査会	3	2	1		3							○			○	B			○
29	中野区都市計画審議会	24	19	5	3	5	9		3	7			○	○	○	○	A	○	○	○



番号	会議体の名称 【附属機関】	委員の状況 (人)										運営の状況※1								
		委員数										設置目的の周知 (R2中)	開催の事前周知	会議の公開	会議録			資料の公表 ※3	成果物の作成 (R2中)	
		男女数		公募委員	区分															
		男性	女性		学識経験者	区民	地域事業者代表	他の行政機関	区議会議員	区職員	その他									
30	中野区建築審査会	6	5	1		6							○	○	○	○	D			○
31	中野区建築紛争調停委員会	5	2	3		5							○			○	D			○
32	中野区教育委員会いじめ問題対策委員会	5	3	2		3						2	R3設置	○	○	○	A	○	○	R3設置

※1 ○は行っている（作成している）を示す。

※2 A:ほぼ、全ての発言を網羅的に確認できる記録、B:委員の発言の概要が確認できる記録、C:主なやり取りがわかる記録、D:結果のみが確認できる記録。

※3 区民が自由に閲覧できる状況を「○」としている。

別表4-2 運営状況一覧 【その他の会議体】

番号	会議体の名称 【附属機関ではない会議体】	委員の状況 (人)											運営の状況※1										
		委員数		公募委員	区 分									設置目的の周知 (R2中)	開催の事前周知	会議の公開	会議録			資料の公表 ※3	成果物の作成 (R2中)		
		男女数			学識経験者	区民	地域事業者代表	他の行政機関	区議会議員	区職員	その他	作成	形式 ※2				公表 ※3						
		男性	女性																				
1	中野区構造改革推進アドバイザー会議	5	4	1	0	5												○	B	○	○	R3設置	
2	中野区帰宅困難者対策協議会	54	52	2	0		8	35	7		4			○				○	C	○		○	
3	中野区災害医療連携会議	23	18	5	0	6		9	4		4							○	B				
4	中野区防災対策連絡協議会	48	43	5	0		7	41										○	B			○	
5	中野区交通安全対策協議会	44	41	3	0			13	6	2	4	19							-				○
6	中野区立歴史民俗資料館運営協議会	6	2	4	0	1	4				1							○	A				
7	川島商店街ふれあい広場運営委員会	10	8	2	0		8	2										○	C				
8	野方商店街ふれあい広場運営委員会	10	7	3	0		8	2										○	C				
9	キッズ・プラザ白桜運営委員会	14	5	9	0		6	6			2							○	C				
10	キッズ・プラザ美鳩運営委員会	12	4	8	0			5	2		1	4	○					○	B				
11	キッズ・プラザみなみの運営委員会	13	3	10	0			10			3		○					○	B				
12	キッズ・プラザ新山運営委員会	10	3	7	0		3	2			3	2	○					○	B				
13	キッズ・プラザ江原運営委員会	17	5	12	13		14				3		○					○	B				

番号	会議体の名称 【附属機関】	委員の状況 (人)											運営の状況※1									
		委員数											設置目的の周知 (R2中)	開催の事前周知	会議の公開	会議録			資料の公表 ※3	成果物の作成 (R2中)		
		男女数		公募委員	区分											作成	形式 ※2	公表 ※3				
		男性	女性		学識経験者	区民	地域事業者代表	他の行政機関	区議会議員	区職員	その他											
14	キッズ・プラザ江古田運営委員会	13	3	10	7		10				3				○			○	B			
15	キッズ・プラザ谷戸運営委員会	8	1	7	0			3			2	3						○	C			
16	キッズ・プラザ塔山運営委員会	8	3	5	0		4				3	1						○	B			
17	キッズ・プラザ中野第一運営委員会	8	1	7	1		3	1			4			○				○	B			
18	キッズ・プラザ武蔵台運営委員会	13	3	10	0			7			4	2						○	B			○
19	キッズ・プラザ緑野運営委員会	14	4	10	0		2	5	3		4							○	B			
20	キッズ・プラザ桃花運営委員会	9	2	7	0		3				2	4		○				○	B			
21	放課後子ども教室運営委員会	10	4	6	0			4			5	1						○	C			
22	中野区地域包括支援センター運営協議会	14	5	9	2	2	2	10						○	○	○		○	A		○	
23	中野区地域包括ケア推進会議	31	26	5	0	2		19	4		5	1						○	B			○
24	中野区地域包括ケア推進会議在宅医療介護連携部会	18	8	10	0			15			3							○	B			
25	中野区地域包括ケア推進会議認知症等対策部会	15	7	8	0			13			2							○	B			
26	中野区認知機能検診事業検討委員会	12	9	3	0			4			4	4						○	B			
27	中部すこやか地域ケア会議	29	14	15	0			28			1							○	D			○
28	北部すこやか地域ケア会議	27	18	9	0			26			1							○	D			○

番号	会議体の名称 【附属機関】	委員の状況 (人)										運営の状況※1								
		委員数										設置目的の周知 (R2中)	開催の事前周知	会議の公開	会議録			資料の公表 ※3	成果物の作成 (R2中)	
		男女数		公募委員	区分										作成	形式 ※2	公表 ※3			
		男性	女性		学識経験者	区民	地域事業者代表	他の行政機関	区議会議員	区職員	その他									
29	南部すこやか地域ケア会議	23	10	13	0			22			1				○	D			○	
30	鷺宮すこやか地域ケア会議	21	8	13	0			20			1				○	D			○	
31	中野区老人ホーム入所判定委員会	7	2	5	0	1		2			4				○	D				
32	中野区高齢者・障害者虐待対応連絡会	18	11	7	0	1		9	2		6					-				
33	中野区福祉有償運送運営協議会	10	8	2	0	1		2	1		4	2	○	○	○	○	A	○		○
34	中野区地域スポーツクラブ中部運営委員会	9	6	3	0			5				4				○	B			
35	中野区地域スポーツクラブ南部運営委員会	9	5	4	0			6				3				○	B			
36	中野区地域スポーツクラブ鷺宮運営委員会	7	4	3	0			6				1				○	B			
37	地域スポーツクラブ理事会	9	9	0	0	2		5			2					○	B			
38	中野区障害者自立支援協議会	24	15	9	0			22	2				○	○	○	○	C	○		○
39	中野区精神障害者地域生活支援センター運営会議	15	6	9	0			7			4	4				○	B			
40	中野区民の健康づくりを推進する会 (第5期)	14	6	8	0	2		12								○	D			
41	中野区小児初期救急医療事業推進協議会	10	7	3	0			8			2					○	B			
42	中野区がん検診精度管理連絡会	9	6	3	0	2					3	4				○	B			○
43	中野区地域精神保健連絡協議会	14	5	9	0	4		6	1		3					○	C			○

番号	会議体の名称 【附属機関】	委員の状況 (人)										運営の状況※1									
		委員数										設置目的の周知 (R2中)	開催の事前周知	会議の公開	会議録			資料の公表 ※3	成果物の作成 (R2中)		
		男女数		公募委員	区分										作成	形式 ※2	公表 ※3				
		男性	女性		学識経験者	区民	地域事業者代表	他の行政機関	区議会議員	区職員	その他										
44	中野区都市計画マスタープラン改定アドバイザー	10	7	3	0	10							R3設置			○	B				R3設置
45	中野区交通政策推進協議会	26	24	2	0	2		14	6		4		R3設置	○	○	○	C	○	○		R3設置
46	中野駅周辺地区駐車場地域ルール策定協議会	13	11	2	0	2		2	7		2		R3設置			○	C				R3設置
47	中野区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る外部評価委員会	3	2	1	0	3							○			○	A				○
48	鷺宮小学校・西中野小学校統合委員会	20	10	10	2		6	8			6		○	○	○	○	B	○	○	○	○
49	中野本郷小学校改築推進委員会	18	10	8	1		4	10			4		○	○	○	○	B	○	○	○	○
50	南台小学校改築及び移転準備連絡委員会	14	8	6	0			10			4		○	○	○		-		○		○
51	第七中学校区第三者評価委員会	5	5	0	0	1					4		R3設置				-				R3設置
52	南中野中学校区第三者評価委員会	5	4	1	0	1					4		R3設置				-				R3設置
53	明和中学校区第三者評価委員会	7	6	1	0	1					6		R3設置				-				R3設置
54	遊び場開放運営委員会	30	19	11	0			9			20	1					-				
55	中野区学校給食運営委員会	13	6	7	0		2				11					○	B				
56	中野区学校保健会	18	8	10	0			3			15					○	B				

※1 ○は行っている（作成している）を示す。

※2 A:ほぼ、全ての発言を網羅的に確認できる記録、B:委員の発言の概要が確認できる記録、C:主なやり取りがわかる記録、D:結果のみが確認できる記録。

※3 区民が自由に閲覧できる状況を「○」としている。